

保育士確保対策事業（保育士年休取得等支援事業）

Q & A

令和4年4月28日更新

No.	質問	回答
1 補助要件に関すること		
1-1	対象施設の種別を教えてください。	本事業の対象となる施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（A型）及び事業所内保育事業所（保育士割合が10/10の給付を受ける事業所のみ）の4種類です。いずれの場合も、公立施設は対象外です。
1-2	従来から年休代替保育士を加配していますが、補助対象となりますか。	平成27年10月23日以降に新規で雇用した保育士（保育士配置の特例に係る保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を含む）及び保育教諭が対象となります。
1-3	年休代替保育士の勤務日とその他保育士の年休取得日は一致している必要はありますか。	年休代替保育士の勤務日とその他保育士の年休取得日が一致している必要はありません。 年休代替保育士が加配されることで、シフトの組み直し等を行うことにより、施設全体として保育士が年休を取りやすい環境になることが本事業の目的になります。
1-4	年休代替保育士をクラスの担当保育士にしてもよいですか。	年休代替保育士をクラスの担当保育士に配置し、その他の保育士をフリー担当にすることは差し支えありません。
1-5	定年退職した保育士を年休代替保育士として配置できますか。	退職後、年休代替保育士として新たに配置するのであれば対象となります。
1-6	年度途中に開所した保育所は対象となりますか。	補助の対象となりません。事業年度の前年度までに県内で事業を開始した施設が本事業の対象となります。
1-7	年休代替保育士を継続して配置できますか。	2年目以降も補助の対象となりますが、年休取得増加日数は前年度との比較となります。例えば、年休取得日数が 平成26年度（基準年度） 120日 平成27年度（事業初年度） 180日 平成28年度（事業2年目） 200日 の場合、補助の対象となる年休取得増加日数は初年度60日、2年目は20日となります。
1-8	年休代替保育士を2名配置してもよいですか。	補助の対象となる年休代替保育士は各施設1名までとなります。分園を設置している場合でも、本園と分園を合わせて1名までとなります。 なお、短時間勤務の場合に限り、2名まで配置が可能です。
1-9	年休代替保育士が離職したので、新たに配置することはできますか。	各施設1名（短時間勤務の場合2名）までであれば配置可能です。なお、補助対象となる年休取得増加日数の考え方はNo. 1-7（継続配置）と同様です。
1-10	派遣保育士を代替保育士とした場合、補助対象となりますか。	施設と直接雇用契約を交わした保育士等が対象であるため、派遣保育士は対象外となります。
2 年休取得日数に関すること		
2-1	年休取得日数の計算方法を教えてください。	年休取得日数の計算に当たっては、保育士（保育士配置の特例に係る保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を含む）及び保育教諭の取得日数を合計してください。 なお、時間で取得している年休は、当該時間数を8で割って日数換算してください。
2-2	本事業の「年休」は法定年次有給休暇だけが対象ですか。	本事業の「年休」は、法定休暇以外に保育園が独自で設けている有給休暇も対象になります。 ただし、産前産後休暇や育児休暇、台風等災害による閉園に伴う休暇等は除きます。

No.	質問	回答
2-3	開園日が事業年度の前年度である施設では、基準年度の年休取得日数をどのように計算したらよいですか。	新規で開園した施設で年休の付与が半年後等になっている場合には、職員に年休が付与された後の取得日数を年換算して、基準年度の年休取得日数とします。 たとえば、前年度の6/1に開園した施設が半年後の12月に職員に年休を付与した場合、12月から3月までの年休取得日数に4/12をかけた日数が、基準年度の年休取得日数になります。
2-4	基準年度以降に定員の増により雇用保育士数が増になった場合は、基準年度の年休取得日数をどのように計算したらよいですか。	基準年度の年休取得日数に保育士の増の割合をかけた日数が、基準年度の年休取得日数になります。なお、「定員の増」は、4月1日時点での定員増とし、定員増に伴わない保育士増（負担軽減のための配置等）については補正の対象となりません。 たとえば、基準年度（平成27年度）の年休取得日数が100日であった施設が、平成28年4月1日の定員増により雇用保育士数が前年度の4/1から4人増（20人→24人）になった場合、この施設の基準年度の年休取得日数は「100日×24人/20人=120日」になります。
2-5	基準年度以降に雇用保育士数が減になった場合は、基準年度の年休取得日数をどのように計算したらよいですか。	基準年度の年休取得日数は実日数になります。保育士数が減った場合でも、「年休代替保育士の勤務日数」と「施設全体の年休取得増加日数」のうち少ない方の日数に12,000円（1日の勤務時間数が8時間未満の場合、1,500円に勤務時間数）をかけた金額に×1/2の金額が補助基準額となります。
2-6	No. 2-3、No. 2-4、No. 2-10により基準年度の年休取得日数を補正した場合、交付申請書にはどのように記載すればよいですか。	交付申請チェックリストの当該箇所に計算式を記入してください。
2-7	年休代替保育士が短時間保育士の場合は、勤務日数はどのように計算したらよいですか。	年休代替保育士が短時間勤務の場合は、年休代替保育士の総勤務時間数を8時間で割った日数が年休代替保育士の勤務日数となります。 たとえば、1日4時間で月20日勤務の年休代替保育士の年間勤務日数は、以下のように入算します。 ・20日×12ヶ月×4時間÷8時間=120日
2-8	分園がある施設の年休取得日数はどのように計算しますか。	本園と分園は一つの施設として年休取得日数等を計算します。 なお、基準年度以降に分園を設置して雇用保育士数が増になった場合には、2-4（基準年度以降の定員増）の取扱いにより基準年度の年休取得日数を計算します。
2-9	障害児保育、一時預かり等で雇用している保育士は年休取得日数に含めてもよいですか。	年休代替保育士の配置により年休が増加するのであれば、年休取得日数に含めません。
2-10	年休代替保育士が短期間雇用の場合は、どのように計算したらよいですか。	年休代替保育士の配置が1年に満たない場合には、基準年度の年休取得日数に雇用期間の割合をかけた日数が、基準年度の年休取得日数になります。また事業年度の年休取得日数は当該雇用期間中の年休日数となります。 たとえば、4/1から12/31までの9カ月間勤務の年休代替保育士を配置し、基準年度の年休取得日数が100日の場合、この施設の基準年度の年休取得日数は「100日×9月/12月=75日」になります。事業年度の年休取得日数は4/1から12/31までの9カ月間に取得した年休日数の合計となります。
2-11	年度途中で保育士が不足したため、年休代替保育士を必要保育士として配置した場合は、どのように計算したらよいですか。	年休代替保育士として勤務した期間が補助対象となります。 2-10短期間雇用と同様の計算となります。（基準年度の年休取得日数） 事業年度の年休取得日数は、代替保育士として勤務した期間に取得した年休日数の合計となります。
3 その他		
3-1	補助金の計算はどのようになりますか。	「年休代替保育士の勤務日数」と「施設全体の年休取得増加日数」のうち少ない方の日数に12,000円（1日の勤務時間数が8時間未満の場合、1,500円に勤務時間数）をかけた金額に×1/2をかけた金額が「補助基準額」になります。「補助基準額」と「年休代替保育士の給与」の低い方の金額が、実際の補助金額になります。
3-2	年休代替保育士の給与には手当や社会保険料は含まれますか。	年休代替保育士の給与に各種手当（期末手当含む。）は含まれますが、社会保険料は含まれません。

No.	質問	回答
3-3	申請書の添付書類を教えてください。	<p>事業を実施する施設は、以下の書類を市町村に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">①基準年度の年休取得日数が確認出来る年休簿や出勤簿②年休代替保育士の雇用契約書（勤務日数及び賃金が確認出来るもの） <p>市町村は、①と「（別添）年休取得状況等一覧表」の日数の確認作業を行い、県には「（別添）年休取得状況等一覧表」と②のみを提出してください。（年休簿や出勤簿の添付は不要です。）</p>